

ご存知  
ですか？

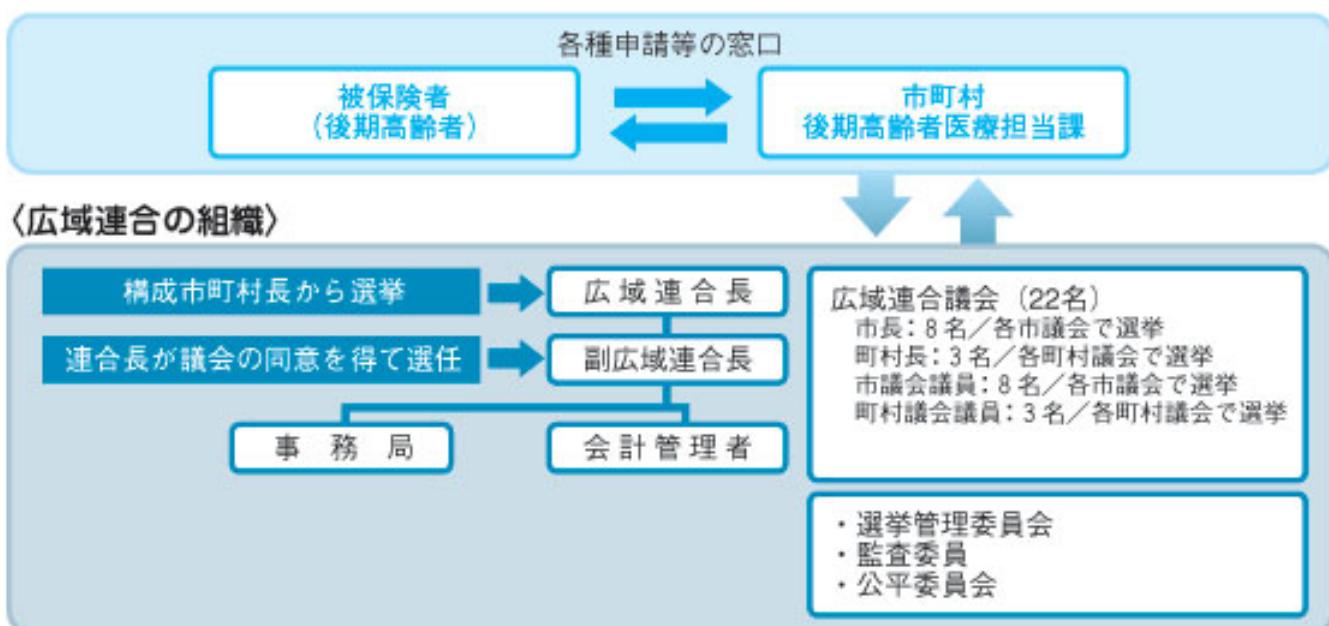
# 「後期高齢者医療制度」

## ●平成20年4月より「老人保健制度」が「後期高齢者医療保険制度」に変わります！

平成20年4月1日から新たな「後期高齢者医療制度」が始まります。平成20年4月1日現在において、①75歳以上の方②65歳以上75歳未満の者で一定の障害を持ち広域連合長が認めた者は、現在加入している国保や社保（被扶養者を含みます。）を脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。

## ●茨城県後期高齢者医療広域連合の設立

後期高齢者医療制度に関する事務を広域にわたり処理するため、県内すべての市町村で組織する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が、平成19年1月に設立されました。広域連合が財政運営を行い、後期高齢者の方の各種申請等の窓口取扱いは、現在と同様に市町村が行います。今後、後期高齢者医療制度の内容について随時お知らせしていきます。



茨城県後期高齢者医療広域連合 〒311-4141茨城県水戸市赤塚1丁目1番地ミオスビル1階  
☎029-309-1211 Fax 029-309-1126

## ■老人医療の現状

平成17年度の行方市の老人医療の、一人当たりの医療費額は、649,260円で前年度（611,654円）と比較すると6.15%の増となります。また、茨城県の一人当たりの医療費額は、716,393円で、市は比較すると下回っています。



一人当たりの医療費が、増加傾向にあります。この原因としては、高齢になると生活習慣病など慢性的な病気が増え、入院や通院の期間が長くなっていることが考えられます。

健康で自立した生活を送ることは、皆さんの「健康寿命」を延ばすとともに、医療費の節減にもつながります。正しい生活習慣を身につけたり、上手なお医者さんのかかり方を心がけ、また、一人ひとりが健康に気をつけて、限られた財源を有効に使いましょう。

紙類は大切な資源!

## 古紙の再利用にご協力をお願いします

紙は私たちの暮らしのなかで、欠かすことができない生活必需品です。

古紙の再生利用は、森林資源の保護と廃棄物の減量という二つの面から、環境問題への重要な取り組みになります。「捨てればごみ、活かせば資源」。読み終わった新聞紙や雑誌等はごみ箱へ捨てずに、再利用できる資源としてお近くの市指定のストックヤードへ搬入してください。

\*市指定のストックヤードには、一般家庭から排出される古紙のみを搬入してください。

### ストックヤードに搬入する場合の注意

#### 新聞、雑誌、チラシ

それぞれ分別して、ひもで十字に束ねる。



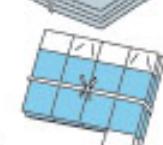
#### ダンボール

折りたたんで重ねてから、ひもで十字に束ねる。



#### 牛乳パック

中をよく洗い、切り開いてよく乾かし、ひもで十字に束ねる。



### ストックヤードの設置場所 毎週土曜日と日曜日 午前8時~

麻生地区	麻生公民館 太田地区館 戸川駐在所隣 西浦地区生涯学習センター 小高地区館	玉造地区	玉川地区学習センター 玉造中央公民館 現原地区学習センター 櫻本地区農民研修センター 手賀地区学習センター 羽生地区学習センター 玉造西地区学習センター 八木町地区学習センター 上山農村集落センター 玉造運動場 沖洲農村集落センター
北浦地区	行方市役所北浦庁舎 金上農村集落センター 繁昌学習センター 小貫学習センター 小幡消防機庫隣		

## 守ろう! わたしたちのまちの「ごみの排出ルール」



15日)や、古宿高砂会(3月5日)は、ごみの分別や減量化の必要性について意識を高めようと、環境美化センターにて、ごみ処理の視察研修を行いました。これは環境課が、ごみ分別減量化推進事業の一環として、市民20名以上の団体を対象に、随時実施しているものです。

参加者は、美化センターの処理方法や処理能力の説明を受け、ごみの減量化が急務であることや、美化センターの閉鎖耐用年数(15年中、現在9年目に突入)には、市民のごみ分別が一番重要であることを学びました。

この研修を希望の団体には、市から奨励金の支給や、必要に応じて環境美化センターまでの送迎を福祉バスで行っています。

### ◆◆環境ワンポイントアドバイス◆◆

行方市のゴミの量は年々増えています。生活を営むうえでごみの排出は避けられることですが、環境にやさしい循環型社会を形成するには、ごみの量を減らし、分別して再利用・再資源化することが必要です。そのためには、市民の協力や理解が必須の条件です。ごみ処理施設視察研修をして、ごみ処理の現状を認識し理解を深めましょう。

環境美化センターをみんなで永く大事に使うには、家庭で出るごみを、燃えるごみと燃えないごみ、資源ごみと有害ごみにきちんと分別をして出すことが大切です。

### ◆毎日の生活でのごみ分別の注意点◆

- 燃えるごみの指定袋に空き缶等は入れないこと ○台所ごみの水分をよくきること
- ビンの中身は捨てて中をゆすぐこと ○飲料用の缶やペットボトルはつぶさないこと
- 燃えないごみ(赤・黄コンテナ)の中に、資源ごみ(ペットボトル・空き缶・飲料用ビン)は入れないこと
- プラスチックのキャップは燃えるごみへ、金属キャップは燃えないごみへ